宮城県青少年問題協議会委員公募要領

（趣旨）

第１　この要領は、宮城県青少年問題協議会条例（昭和２８年１０月１日宮城県条例第６８号。以下「条例」という。）の規定に基づく宮城県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員の公募に関し必要な事項を定める。

（募集人数）

第２　募集人数は、条例第２条第１項に規定する協議会の定数２０人以内のうち、若干名とする。

（募集期間）

第３　募集期間は、令和８年１１月４日（水）から令和８年１２月２日（水）までとする。

（募集対象）

第４　募集対象とする者は、次に掲げる基準に該当する者とする。ただし、応募の時点において、国又は地方公共団体の常勤職員である者及び本委員に通算２期（予定を含む）就任したことがある者を除く。

(1)　宮城県内に在住している者

(2)　令和８年４月１日現在で満１８歳以上の者

(3)　青少年(子ども・若者)の指導・育成・保護等の推進に関心を有する者

(4)　平日に開催される会議（年１回程度開催予定。１回あたり２時間程度）に出席が可能である者

（応募方法）

第５　協議会の公募委員（以下「公募委員」という。）に応募する者には、必要事項を記入した別紙様式による応募用紙及び「青少年の指導・育成・保護等の推進」についての意見・提言を８００字程度にまとめ提出させるものとする。

２　前項に規定する応募用紙及び意見・提言（以下「応募書類」という。）の提出方法は、県環境生活部共同参画社会推進課への直接持参、郵送、又は電子メールとする。

なお、応募書類の受付については次のとおりとする。

(1)　直接持参　第３に規定する募集期間内の開庁日の午前９時から午後５時までに持参したもの

(2)　郵送　第３に規定する募集期間内の消印があるもの

(3)　電子メール　第３に規定する募集期間内に到達したもの

３　提出された書類は、返却しないものとする。

（公募委員の選考）

第６　公募委員の選考は、別に定める宮城県青少年問題協議会公募委員選考会の会議により実施する。

２　選考結果は、全ての応募者に対し通知するものとする。

（任期）

第８　任期は、令和９年１月１日から令和１０年１２月３１日までの２年間とする。

（報酬等）

第９　会議に出席の都度、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和２８年宮城県条例第６９号。）で定める報酬（日額）及び旅費を支給するものとする。

（その他）

第 10　この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１１月４日から施行する。